

	・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの
--	-------------------------------

8 ご利用料金のお支払い方法

料金・費用は一か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(一カ月に満たない期間のサービスは、利用日数に基づき計算した金額とします)

指定口座引き落とし	・金融機関口座からの引き落とし 利用した翌月の20日(20日)が土、日、祝の場合はその翌日)に引き落とし
振込み	・下記指定口座への振り込み 大分銀行 別府支店 普通 7531770 社会福祉法人 亀鶴会 理事長 三浦広為

請求書・領収書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月10日に送付します。利用者は毎月20日までに支払うものとします。また事業者は、入金を確認後、領収書を発行します。
------------	--

9 事故・緊急時の対応について

サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供または送迎により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。緊急連絡先であるご家族の皆様には、緊急連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 賠償責任保険
-------------	------------------------------

10 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備または引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。